

令和2年5月18日

駿台甲府高等学校
保護者・生徒 各位

駿台甲府高等学校
校長 八田 政久

学校再開と新型コロナウイルス感染症対策について

薫風の候、保護者の皆様にはますます御健勝のことと存じます。休校期間中の在宅教育について、ご理解・ご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、本校では生徒の健康と安全を第一に考え、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、5月31日(日)までを休校期間とし、休校期間中は生徒の生活リズムを整え、学力を保障するため、駿台サテネット21視聴、課題指示、オンラインによるライブ配信授業等を行って参りました。

この度、緊急事態宣言が5月14日(木)に解除されたことを受け、休校期間を短縮し、5月25日(月)より登校を再開することと致しました。しかしながら、多くの生徒・教職員が集まる学校においては、「3つの密(密閉・密集・密接)」を回避するなど、引き続き感染症対策に努めなければなりません。文部科学省や厚生労働省より示されているガイドラインや提言に基づき、本校では感染症対策を行ったうえで、登校を再開致します。

なお、再開1週目は「学年別の分散登校(1～4限)」、2週目以降は「学年を2グループに分けた分散登校(1～6限または7限)」とし、慎重を期して段階的に平常の学校教育活動に戻していきたいと考えております。また、学校においても、感染症対策のための「新しい生活様式」を模索し、実践してまいります。そのためには、学校とご家庭が一体となった取り組みが必要となりますので、何卒ご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

記

【段階的な再開について】 詳細は後日メール等にて生徒にお知らせいたします。

- ・再開1週目(5/25～)は、学年別の登校とし、午前みの教育活動とします。再開2週目(6/1～)以降の詳細な日程については、別途お知らせ致します。
- ・登校日以外の日は、これまでと同様に駿台サテネット21視聴、課題への取り組み、オンラインによるライブ配信授業を行います。
- ・当面の間、課外活動・部活動は行いません。
- ・当面の間、公共交通機関を利用する生徒の保護者等の送迎を認めます。生徒の降車場として、塩部キャンパス敷地または職員駐車場をご利用ください。

【学校における感染症対策】 下線部_____は、とくに保護者の方にご協力いただきたい事柄です。

(1)毎朝の検温・健康チェック

- ・毎朝、ご家庭で検温し健康チェック表に記入してください。(朝SHRで体調を確認します)
- ・発熱等の風邪の症状がみられるときには登校させず、^(※)自宅で休養させてください。

(※) この場合、学校保健安全法第 19 条に基づき、「出席停止」または「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」となり、「欠席」扱いにはなりません。

- ・以下の症状がある場合には、「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。

◆発熱や咳などの風邪の症状が続く場合

◆息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

- ・同居のご家族の方も日々の検温や体調確認をお願い致します。教職員も毎朝、検温・健康確認を行います。

(2)咳エチケットの徹底(マスクの着用)

- ・教職員は全員マスクを着用します。生徒の皆さんも必ずマスクを着用してください。
なお、各ご家庭でマスクのご用意をお願い致します。

(3)手洗いの徹底

- ・登校後、昼食前、下校時、トイレ使用後に必ず手を洗って下さい。

(4)教室や用具の衛生管理

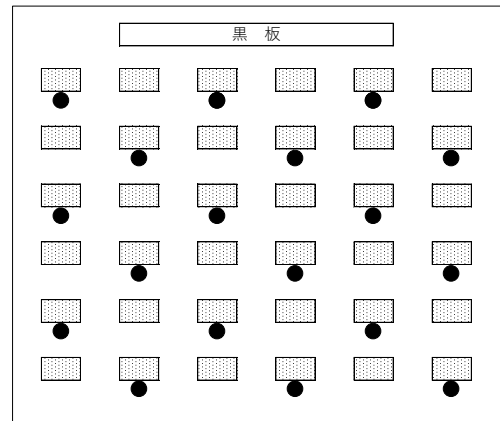
- ・複数の人が触れるドアノブ・手すり・スイッチ・机・共用の用具などの消毒を行います。
- ・生徒下校後に、生徒の机・椅子もすべて消毒します。(消毒作業は教員が行います。)

(5)換気の徹底

- ・教室は常時 2 方向の窓を同時に開けて換気を行います。

(6)座席配置の工夫(密集の回避)

- ・密集を避けるため、学校再開後しばらくは 1 クラスの生徒を 2 グループに分け、右図の座席配置例のように、生徒間の距離を確保します。また、対面としないようにします。



(7)各教科指導における感染症対策の徹底

- ・机を向かい合わせるグループ学習、音楽科の狭い空間での歌唱指導、家庭科の調理実習、保健体育科の密集・接触する活動など、感染リスクの高い学習活動は当面の間行いません。

(8)昼食時における対策

- ・昼食前に必ず手洗いと手指の消毒を行い、食べる際には机を向かい合わせにしません。

(9)抵抗力(免疫力)を高める生活を指導

- ・抵抗力をつけるために、規則正しい生活、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけるようご家庭でもご指導いただいていると思いますが、学校でも HR で指導していきます。

(10)感染症の予防についての継続的な指導

- ・感染症予防について、継続的に指導をしていきます。また、新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見、いじめが生じないよう人権教育も行っていきます。各ご家庭におかれましても、お子さんがコロナウイルスに関係した差別発言等をしないよう、ご指導をお願い致します。

以上